

振興基準改定案について

令和4年6月3日
中小企業庁
事業環境部取引課

1. 今回の振興基準改定の背景

下請中小企業振興法第3条に基づく「振興基準」は、近年においては、いわゆる重点5課題（「未来志向型の取引慣行に向けて」（2016年策定、2020年「3課題」から「5課題」に拡充））の取組内容を反映させ、これに基づくPDCA（※）の一環として、毎年春頃に改定されている。

（※）年明けに中小企業政策審議会取引問題小委員会（自主行動計画フォローアップ）を開催 → 春頃に「振興基準」を改定 → 夏～秋にかけ、各業界団体において、中政審におけるフォローアップ結果と「振興基準」の改定内容を反映させた自主行動計画の改定を機関決定 → 年末に各業界団体で「自主行動計画フォローアップ調査」を実施 → 年明けに中政審を開催 …

今回の振興基準改定も、この近年のPDCAサイクルの一環として実施するものであるが、今回は以下のような事情により、例年に比べて大幅な改定を実施することとなった。

- (1) 昨年来、新型コロナによる経済活動の停滞、原油価格・原材料価格の上昇、ロシアのウクライナ侵攻による企業物価の更なる上昇などを踏まえ、中小企業に対する価格転嫁・取引適正化が政権全体の重要課題となり、様々な取組が急速に決定・展開された。

中でも、以下3点の取りまとめの内容を「振興基準」にしっかりと位置づけ、着実に実施していくことが不可欠となっている。

- ① 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月27日 閣議了解）
- ② 「取引適正化に向けた5つの取組」（令和4年2月10日 第3回未来を拓くパートナーシップ構築推進会議）
- ③ 「中小企業等の活力向上に関する現状・課題と今後の取組について」（令和4年2月22日 第3回中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ）

- (2) 今回改定する振興基準の内容は、まず、今夏～秋に各業界団体で行われる自主行動計画の改定に反映されることが期待される。

併せて、その際、下請中小企業振興法に基づく「指導・助言」の実施も一層意識しつつ、以下の規定整備も行うこととした。

- ①下請Gメンのヒアリング結果を分析し、抽出された取引慣行上の問題点のうち、既存の振興基準に盛り込まれていない準則を整理・加筆
- ②近年、「重点5課題」の成果として取りまとめられた「型取引の適正化推進協議会報告書」（令和元年12月）及び「知的財産取引に関するガイドライン」（令和3年3月）を踏まえ、そこで定められた準則を、振興基準本体に整理・明確化
- ③既存の規定を含め、全体的に文言・規定ぶりを精査

以上を踏まえ、今回の「振興基準」改定における新規措置事項をまとめると、主な点は以下のとおり。

（今回の新規措置事項）

1. 【転嫁円滑化パッケージ、5つの取組、官邸WG等との関係で対応すべきもの】

- ①価格交渉・価格転嫁の促進
（原材料費・労務費・エネルギー価格等の上昇分の価格転嫁等）
- ②支払方法の改善（約束手形の2026年利用廃止に向けた取組等）
- ③知的財産取引の適正化（「知財Gメン」の創設に伴う準則整備等）
- ④パートナーシップ構築宣言の推進
- ⑤取引適正化に係る社内体制の整備、威圧的交渉への対応等
- ⑥グリーン投資・環境対応コストの価格転嫁の促進

2. 【下請Gメンの調査結果から抽出された取引上の問題慣行に対応するもの】

- ①短納期発注、発注予定数量と実際の発注数量の差への対応
- ②電子受発注等の導入の際の負担軽減
- ③仕様変更、環境対応コスト等への対応
- ④返品、やり直し及び損害賠償への対応
- ⑤下請事業者の仕入先に対する親事業者の干渉
- ⑥協賛金など不合理な利益提供要請への対応

3. 【従前からの規定の整理・明確化等】

- ①振興基準の機能の明確化
（振興基準が「業種別ガイドライン」、「自主行動計画」及び「パートナーシップ構築宣言のひな形」において参照される旨の明記）
- ②型取引の適正化に関する規定の整理
（「型取引の適正化推進協議会報告書」に規定された準則の振興基準本体への移植・整理等）
- ③訓示規定等の整理・集約等
- ④規定順の整理
- ⑤既存の規定を含め、全体的に文言・規定を精査

2. 新規措置事項の具体的な規定内容について

(注1)「振興基準(案)」(改定案の本体)における赤字部分は、現行振興基準から内容的に追加・改定を行った部分である。

(前ページで記載したとおり、今回の振興基準改定においては、既存の規定を含め、全ての規定を法令的な形式に改めるとともに、訓示規定等の内容の整理・集約、規定順の整理等を施しているため、形式的な変更は改定案全体に及んでいる。)

(注2)各説明項目における①、②、③は、以下のような趣旨である。

- ①：規範性が高く、個別事案の問題性の大きさ等を踏まえ、場合によって指導・助言の対象となり得る規定。
(「～するものとする。」と規定)
- ②：全ての事業者が必ず行う取組ではないが、ベストプラクティスとして事業者を目指してほしい取組(直接的に指導・助言の根拠とすることは想定していない)。
(「～するよう努めるものとする。」と規定)
- ③：下請法(下請代金支払遅延等防止法)で既に規制されており、下請法の適用対象取引(下請法で定義されている親事業者・下請事業者間の取引)においては、振興基準に規定しなくても当然に下請法で規律されている行為の確認規定となる。下請法適用対象外の取引(下請法で定義されている親事業者・下請事業者から外れる事業者間の取引)においては、①と同様の位置づけとなる。
(「～することを徹底する。」と規定)

1. 【転嫁円滑化パッケージ、5つの取組、官邸WG等との関係で対応すべきもの】

① 価格交渉・価格転嫁の促進

(労務費・原材料費・エネルギー価格等の上昇分の価格転嫁等)

第4 1

(1)前段 価格交渉の原則の条文に、「取引対価は、合理的な算定方式に基づき、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における賃金の引上げ、労働時間の短縮等の労働条件の改善が可能となるよう、親事業者及び下請事業者が十分に協議して決定するものとする。」と規定。(①)

(1)後段 「客観的な経済合理性又は十分な協議手続を欠く協議」の事例として、以下の事例を明示し、「行わないものとする」と規定。(①)

- ①目標価格のみを提示し、それと辻褃の合う見積りを要請
- ②過度に詳細な見積りを要請し、それを下請事業者が十分に作成できないことを理由とした協議拒否

- ③転注するつもりがないのに転注を示唆して殊更に危機感を与え、事実上、協議をせずに親事業者が意図する価格を下請事業者に押し付け
- ④競合他社が要請していないことや、自社の取引先が認めないことを理由とした協議拒否 (※Gメン調査結果を反映)

(2)「毎年9月及び3月の価格交渉促進月間」を明記。

- 親事業者及び下請事業者は、毎年9月及び3月の「価格交渉促進月間」の機会を捉える等により、少なくとも年に1回以上の協議を行う。(①)
- 親事業者は、発注の都度、協議を行うものとするほか、継続的な発注について下請事業者からの申出があった場合には、定期的な協議に応じる。(①)
- さらに、労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが上昇した場合又は発注内容を変更した場合であって、下請事業者からの申出があったときは、定期的な協議以外の時期であっても、遅滞なく協議に応じる。(①)

(3) 労務費の転嫁や下請事業者の賃上げのための規定を強化。

- 親事業者は、業種、地域等に応じた一般的な賃金の引上げ水準を十分に考慮しつつ、下請事業者との間の取引対価を決定する。(①)
- その際、できる限り、自社における賃金の引上げ率に見劣りしない水準の賃金の引上げが下請事業者においても実現できるような取引対価の決定に努める。(②)

(4) 見積り・発注から納品までが長期の取引については、以下を規定。

- 前払い比率及び期中払い比率をできる限り高める(②)
- 期中に労務費、原材料費、エネルギー価格等が上昇した場合であって、下請事業者の申出があったときは、期中の価格変更ができる限り柔軟に応じる。(①)

(8) 下請法の「買いたたき」を行わないことを徹底する旨の項目に、本年1月26日に公正取引委員会が実施した下請法運用基準の強化を追記。(③)

② 支払方法の改善（約束手形の利用廃止等）

第4 4

- (4)① 手形等のサイトは、60日以内とするよう努めること。(②)
- ② 約束手形は、できる限り利用しないよう努めること。また、約束手形の利用を廃止するに当たっては、できる限り現金払いに切り替えるよう努めること。(②)

(4)後段 上記の取組を進めるに当たっては、以下の政府の方針に留意すること。

- イ 公正取引委員会及び中小企業庁が、おおむね令和6年までに、60日を超えるサイトの約束手形、一括決済方式及び電子記録債権を、下請法上「割引困難な手形」等に該当するおそれがあるものとして指導の対象とすることを前提として、下請法の運用の見直しの検討を行うこととしていること（「手形等のサイトの短縮について」（令和4年2月16日 中企庁・公取委通達））。
- ロ 令和8年の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する旨、閣議決定されていること（「成長戦略実行計画」（令和3年6月18日 閣議決定））。また、令和8年の約束手形の利用廃止に向け、各業界における具体的な段取り・ロードマップを策定するよう、事業所管省庁から事業者団体に対し要請されていること（第3回官邸WG（令和4年2月22日）資料1）。
- ハ 金融業界に対し、令和8年に手形交換所における約束手形の取扱いを廃止することの可否について検討するよう要請されていること（第3回官邸WG（令和4年2月22日）資料1）。（②）

- (1) 併せて、そもそも下請代金の支払時期について、現行基準では「できる限り速やかに行う」こと（①）しか書いていないため、今回改めて、下請法で「60日以内において定める支払期日までに支払う」ことが義務づけられていることも明記。（③）

③知的財産取引の適正化

知財取引の適正化については、従来「知財取引適正化ガイドライン（の通達）」に従うものとする」と、規定内容（準則）を引用先のガイドラインに委ねる状態で規定されていたが、今回、

(1) 従来から振興基準に書いてあった規定

(2) 知財ガイドラインで定めた準則

を統合して、改めて規定の骨格を整理した上で、

(3) 下請Gメンの調査結果から抽出される問題取引慣行、
を付加する形で規定を整理した。

第8 5

〔知的財産の保護〕

- (1)① 下請事業者は、自らが権利を有する知的財産の管理保護に努める。（②）
- ② 親事業者・下請事業者は、知財の取扱いに関し、契約内容を明確化し、書面により契約を締結する。（①）（※Gメン調査結果を反映）
- ③ 親事業者・下請事業者は、知財の「契約書ひな形」を活用する。（①）

〔秘密情報の取扱い〕

- (2)① 親事業者が契約上知り得た下請事業者の知財は、下請事業者に損失を与えないよう十分配慮して取り扱う。(①)
- ② 親事業者は、下請事業者の秘密情報について、事前承諾を得ずに、取得し、又は開示を強要しない。(①)
- ③ 親事業者が下請事業者の秘密情報を知った場合に、事前許諾を得ずに利用し、又は第三者に開示しない。(①)
- ④ 親事業者は、下請事業者の意に反する形で下請事業者の技術上又は営業上の秘密等を知り得る行為をしない。(①)
- ⑤ 親事業者は、下請事業者の秘密情報を知り得る第三者に対し、これを自ら等に提供することを要請しない。(①) (※Gメン調査結果を反映)

〔試作品の製造等〕

- (3)① 親事業者は、下請事業者の意向に沿わない形で試作品の製造、実験等、技術指導を行わせない。また、実費のほか、適切な対価を支払う。(①)
- ② 親事業者が試作品そのもの又は試作品の製造等の過程で得た情報は、秘密情報として取り扱うこととし、下請事業者の事前承諾を得ずに、目的外利用、複製、第三者への開示をしない。(①)

〔共同研究開発等における成果の権利帰属〕

- (4)① 共同研究開発によって得られた成果の帰属は、技術及びアイデアの貢献度によって決められることが原則であり、親事業者が共同研究開発の費用の全額を支出した場合であっても、当然にその成果が親事業者のみに帰属するものではないことに留意する。また、下請事業者と十分に協議を行った上で、貢献度に応じ、下請事業者の適正な利益に十分配慮して、その帰属を決定する。(①) (※Gメン調査結果を反映)
- ② ①の協議の際、共同研究開発の成果を親事業者のみに帰属させる場合であっても、下請事業者による成果の利用可能性に配慮し、無償で実施権を設定する等の措置を講じるよう留意する。
- ③ 親事業者が下請事業者から提供され、又は知り得た技術上又は営業上の秘密等について、事前承諾を得ずに、譲渡し、又は出願等をして、親事業者等に権利を帰属させない。(①) (※Gメン調査結果を反映)

〔技術情報等の提供〕

- (5)① 親事業者が製造委託等を行う場合に、その目的に照らし合理的に必要な範囲を超えて、下請事業者の有するノウハウ、アイデア及びレシピ等の秘密情報の提供を求めない。(①)
- ② 親事業者が下請事業者から提供を受けた技術情報等の対価を支払うときには、適切な対価となるよう十分に配慮して支払う。(①)
- ③ 下請事業者の意図しない技術データ等の流出防止のため、親事業者及び下請事業者は、秘密保持契約を含む取決めを書面化する。また、製造委託の目的物とされていない技術データ等を下請事業者の意向に沿わない形で提供させ

ない。親事業者が技術データ等の提供を求め、又は利用するときには、製造技術、ノウハウ等の作出に要した費用、人件費等を含む相当な対価を支払う。(①)

- ④ 親事業者が、監査、品質保証、事業継続計画の策定、環境対応、安全性調査等のため下請事業者の技術上又は営業上の秘密等の提供を受ける必要がある場合には、あらかじめ下請事業者と十分に協議を行い、監査等を必要とする箇所を明確に定めなければならない、また、監査等の目的を達成するために必要な範囲を超えて提供を求め、又は知りうる行為をしない。(①) (※Gメン調査結果を反映)

〔特許出願〕

- (6) 親事業者は下請事業者が単独で行うべき出願、登録等に干渉しない。(①)

〔知的財産権の譲渡の適正化〕

- (7)① 親事業者は、下請事業者が生み出した特許等の知的財産権について、無償による譲渡の強要等をしない。また、その実施許諾を求める場合には相当の対価を支払う。(①)
- ② 親事業者が下請事業者から著作権の譲渡を受ける場合であっても、著作者人格権が一身専属的な権利であり譲渡を求めることができないことに留意する。また、下請事業者と事前に十分な協議を行うことなく、その著作者人格権を行使しないことを要請しない。(①) (※Gメン調査結果を反映)

〔知的財産権等に係る紛争リスクの負担〕

- (8) 親事業者が自ら指示した業務に関し、第三者の知的財産権等を侵害した場合等に下請事業者に一方的にその責任を転嫁しない。また、その責任を負わせる内容の契約を定めない。(①)

④パートナーシップ構築宣言の推進

第8 8

- (1) 「親事業者全体」に対し、「下請企業振興協会（公益財団法人 全国中小企業振興機関協会）に掲載されているポータルサイトのひな形を基に、パートナーシップ構築宣言を行う」との規定を置く。(②)

併せて、「宣言済みの事業者全体」に対し、取引適正化施策の進展等（具体的には、今回のような振興基準の大幅改定に合わせたひな形の大幅改定など）に合わせ、「定期的に宣言内容の見直しを行う」との規定を置く。(②)

- (2) 「宣言済みの事業者」に対しては、①社内における営業・調達の担当者までの周知、②取引先への周知、について規定を置く。(②)

⑤取引適正化に係る社内体制の整備、威圧的交渉への対応等

従来、振興基準の幾つかの部分に分散的に書かれていた社内体制整備・コンプライアンス事項について、1つの項目に整理するとともに、以下の点につき追加・補強する。

第7

2 (3) 社内研修・啓発・教育等を徹底する「必要な関係法令等」の中に、独禁法・下請法だけでなく、振興基準や、パートナーシップ宣言を行っている企業については自社の宣言内容も含まれることを明記する。(①)

3 下請事業者の責任者又は担当者に精神的・身体的な威圧を加えること（いわゆるハラスメント的対応）で、下請事業者の取引上の判断を特定方向に強制しない。(①) (※Gメン調査結果を反映)

⑥グリーン投資・環境対応コスト

第4 1

(5) 「グリーンコストの適正な価格転嫁」への対応として、「対価の決定の方法の改善」の取引対価の考慮要素の部分に「環境対応コスト」を追加。(①)

第1

「環境対応コスト」の趣旨を明らかにするため、冒頭の総論的な訓示規定（第1）の中に、脱炭素化・グリーン化の意義や、グリーン化等の取組に当たって下請事業者と親事業者が連携すべきこと等を書き込む（併せて、総論的な訓示規定として、電子受発注の導入等の情報化（デジタル化）の意義も追加する）。(②)

2. 【下請Gメンの調査結果から抽出された取引上の問題慣行に対応するもの】

① 短納期発注、内示と発注の差への対応

第2 3

(3) 親事業者は、必要なリードタイム、原材料の最小購入単位等を考慮して発注する。(①)

(4) 親事業者は、合理的理由なくして発注予定数量と実際の発注数量に大きな乖離が生じた場合、下請事業者と十分に協議して、製品在庫等の買取り、追加コストの支払い等の措置を講ずる。(①)

② 電子受発注等の導入の際の負担軽減

第3 2

- (2) 親事業者は、自社（子会社・関連会社を含む。）で下請事業者との取引に用いている電子受発注システムの共通化に努める。（例えば、自社内で事業所ごとにバラバラのシステムを下請事業者に押し付けない。）（②）

第4 1

- (5) 親事業者は、電子受発注に係るコストを考慮して取引対価を決定する。（①）

③ 仕様変更、環境対応コスト等への対応

第4 1

- (5) 取引対価の決定に当たって考慮すべき事項に「仕様の変更」「量産時と量産終了後の発注量の変化」を、諸経費の1つに「環境対応コスト」を追記。（①）

④ 返品、やり直し及び損害賠償への対応

第4 2

- (3) 親事業者は、検査を合格とした物品について、その後、親事業者の納入先等からの指摘によって引取り、やり直し又は損害賠償を行うこととなったときは、親事業者がそのコストをすべて負担せず、下請事業者にも負担を求めることの必要性及び合理性の有無を、十分に確認する。

親事業者は、下請事業者にも負担を求める場合には、十分に協議を行い、双方が合理的な割合で負担するものとし、一方的に下請事業者に負担させない。

（①）

⑤ 下請事業者の仕入先に対する親事業者の干渉

第6 1

- (1) 下請事業者が自主的に行う仕入先との間の取引対価の決定等に、親事業者は干渉しない旨を追加。（親事業者が下請事業者の部品・材料の仕入先事業者に直接アプローチし、下請事業者に無断で下請事業者への納入価格を決めてしまうといった問題事例に対応する規定。）（①）

⑥ 協賛金など不合理な利益提供要請への対応

第6 1

- (2) 協賛金、協力金、陳列応援の要請など、下請事業者に経済上の利益提供要請をする場合には、事前に負担額や算出根拠等の条件を明示し、下請事業者の直接的な利益に配慮した協議を行い、書面により合意する。（①）

3. 【従前からの規定の整理・明確化等】

① 振興基準の機能の明確化

振興基準の冒頭部分（前文）に、従前から規定されている「関係行政機関の長が、下請振興法の目的を達成するために行う指導及び助言の根拠となる考え方を示す」との振興基準の機能のほか、振興基準に以下の機能がある旨を明記。

- ・ 事業所管省庁が策定する「業種別ガイドライン」の策定又は改定に当たり参照されること。
- ・ 業界団体による「自主行動計画」の策定又は改定に当たり主要な要素の一つとして参照されることが期待されること。
- ・ 「パートナーシップ構築宣言」のひな形の作成又は改定に当たり参照されることが期待されること。

② 型取引の適正化に関する規定の整理〔第4 5〕

先述の知財取引の適正化と同様、型取引の適正化についても、従来の振興基準においては、準則のエッセンスのみを振興基準に規定し、詳細な準則は、振興基準に「型取引の適正化推進協議会報告書（の通達）に従うものとする」というリンク規定を置いて、具値的な準則の内容を別文書に委ねるという形式で規定していた。

しかしながら、事業者側から見た規定の透明性・明確性という観点から、準則の内容が他文書に規定されているという状態は、

- (a) 準則の内容が把握しづらく、どこまで遵守が求められているか分かりづらい
- (b) いったん取りまとめられた報告書の内容の変更は難しく、毎年のPDCAによる規定のブラッシュアップも難しい

という問題点があるため、できるだけ、必要な準則は振興基準本体に規定することが望ましいことから、今回、（先述の「知財取引適正化ガイドライン」と同様、）型協議会報告書へのリンクを置かず、必要な準則は（型協議会報告書を踏まえた準則であることを示しつつ）振興基準本体に移植・整理することとした。

具体的には、以下の編集方針で作業を行った。

- (a) 型協議会報告書の「本文」に記載されている準則と「別紙：型保管費用算出項目」に記載されている準則、すなわち全業種的に適用される準則は、振興基準本体に規定する。

- (b) 特定業種にのみ適用される目安（型協議会報告書には、自動車関連産業分野、産業機械関連産業分野、電機・電子・情報関連産業分野の3業種について、特に個別業種の目安が記載されている）については、全業種的な準則である振興基準に規定するのは難しいため、引き続き「型協議会報告書に従うものとする」というリンク規定を置いて、型協議会報告書の該当部分を参照することとする。
- (c) 親事業者と下請事業者が型の取扱いについて合意するための「覚書」のひな形についても、ひな形を振興基準本体に規定するのは難しいため、引き続き「型協議会報告書に従うものとする」というリンク規定を置く。

なお、型取引の適正化部分については、従前からの準則の規定方式の整理のみを行ったものであり、準則の内容には変更を加えていない。

③訓示規定等の整理・集約等

従来の振興基準には、準則として運用することを想定していない訓示規定（例えば、「下請事業者は、その技術力、経営基盤等の強化に努め、自ら取引の可能性の幅を拡大するよう努めること」といった規定や、「下請事業者は、その提供する製品やサービスをより付加価値の高いものとしていくために、顧客の課題・ニーズの把握に努めるとともに、企画、設計等の社内人材の育成に努めること」といった、少なくとも現在において、民間企業が役所から振興基準で指示され、行政指導を受けて取り組むことが想定されない規定）が幾つか規定されており、その中には規定されてから数十年間、見直されていないものもあったため、そういった規定を、下請中小企業振興法本体の規定との関係で必要な事項は規定しつつ、集約・整理した。

併せて「前文」も、準則や規範としての意味は有しておらず、かつ、毎年を経済情勢を踏まえた時点修正を随時施していくことも困難であることから、訓示部分は削り、振興基準の「機能」を説明する部分に特化して記載することとした。

④規定順の整理

③の訓示規定の整理・集約等と合わせ、規定順についても全体的に整理した。項目立ての新旧対応関係は、次の表のとおり。

新（今回措置する規定案）	旧（従来の規定）
〔前文〕 〔振興基準の機能に関する記述の追加〕 第1 下請事業者の生産性の向上等 1 下請事業者の努力 2 親事業者の努力 第2 発注分野の明確化・発注方法の改善	前文 〔訓示的記述の削除〕 第1 下請事業者の生産性の向上等 1) 下請事業者の努力 2) 親事業者の努力 第2 発注分野の明確化・発注方法の改善

1 発注分野の明確化 2 長期発注計画の提示、発注契約の長期化 3 発注の安定化、リードタイムの確保等 〔(3)、(4) 新設〕 4 納期及び納入頻度の適正化等 5 設計図、仕様書等の明確化 6 契約条件の明確化、書面等の交付 7 発注の手続事務の円滑化等 8 取引停止の予告 第3 設備導入、技術向上、事業共同化 1 一般的留意事項 〔1)～4)を統合〕 2 情報化への積極的対応 3 事業承継に向けた取組 第4 対価決定、納品検査など取引条件改善 1 対価の決定方法 (1) 取引対価の協議の原則 (2) 協議の時期 (3) 労務費の価格転嫁 (4) 見積り→納品が長期の取引の期中価格変更 (5) 協議の際の考慮事項 (6) 原価低減活動・原価低減要請 (7) 価格協議の記録保存 (8) 下請法「買いたたき」の確認規定 2 納品検査 〔(3) 新設〕 3 支給材の支給・設備貸与 4 代金の支払方法 (1) 代金支払時期（できる限り速やかに） (2) 代金支払方法（現金が原則） (3) 手形等のコスト負担 (4) 約束手形の利用廃止に向けた取組 (5) サプライチェーン全体の取組 (6) ファクタリングの留意点 (7) 電子記録債権の留意点 5 型取引の適正化 〔型協議会報告書の規定を移植・整理〕 6 働き方改革を阻害する取引慣行 第5 下請事業者の連携の推進 〔削除、趣旨を第1に統合〕 1 特定下請連携事業の目標 2 特定下請連携事業の内容 第6 下請事業者の自主的な事業運営 1 一般的留意事項 (1) 下請事業者の取引先の開拓等への干渉禁止 〔(2) 協力金等の規制〔新設〕〕 〔削除〕 〔削除〕 2 自然災害等への対応に係る留意事項	1) 発注分野の明確化 2) 長期発注計画の提示、発注契約の長期化 3) 発注の安定化、リードタイムの確保等 4) 納期及び納入頻度の適正化等 5) 設計図、仕様書等の明確化 6) 契約条件の明確化、書面等の交付 7) 発注の手続事務の円滑化等 8) 取引停止の予告 第3 設備導入、技術向上、事業共同化 1) 施設・設備の導入 2) 技術の向上 3) 経営管理等の改善 4) 事業の共同化 5) 情報化への積極的対応 6) 事業承継に向けた取組 第4 対価決定、納品検査など取引条件改善 1) 対価の決定の方法 〔(1) → (1)と(5)に分離〕 〔(7)と第8 5)〔相談窓口等〕の一部を統合〕 〔(5)〕 〔新設〕 〔(1)の一部を分離〕 〔(2)と(4)を統合〕 〔(8)〕 〔(3)〕 〔(6) → 第8 5)〔知財取引適正化〕に移動〕 2) 納品検査 3) 支給材の支給・設備貸与 4) 代金の支払方法 〔(1) → (1)と(2)に分離〕 〔(2)〕 〔(3)〕 〔(4)と(5)を統合〕 〔(6)〕 〔(7)〕 5) 型取引の適正化 6) 働き方改革を阻害する取引慣行 第5 下請事業者の連携の推進 1) 一般的留意事項 2) 特定下請連携事業計画 (1) 特定下請連携事業の目標 (2) 特定下請連携事業の内容 第6 下請事業者の自主的な事業運営 1) 一般的留意事項 〔(1)と(2)を統合〕 〔(3) → 第7 2 (3)〔法令等社内教育〕に移動〕 2) 取引先の課題に対応した製品・役務提供 3) 最近の経済環境の変化に伴う留意点 4) 自然災害等への対応に係る留意事項
---	--

第7 下請取引に係る紛争解決の促進 1 下請紛争の協議・紛争解決あっせん 2 下請紛争の未然防止・取引適正化の体制整備 (1) 下請事業者が申出をしやすい環境整備 (2) 第三者的立場の相談窓口の設置 (3) 法令等の社内研修・教育等 3 下請事業者に対する威圧的交渉禁止〔新設〕 第8 その他下請中小企業振興のため必要な事項 1 下請取引の機会の創出の促進 2 基本契約の締結 3 報酬債権、売掛債権等の譲渡円滑化 4 計算書類等の信頼性確保 5 知的財産の保護・取引適正化 〔知財取引ガイドラインの規定を整理・移植〕 6 フリーランスとの取引 7 業種別ガイドライン・自主行動計画 8 パートナーシップ構築宣言 9 支援施策の活用	第7 下請取引に係る紛争解決の促進 〔(1)～(3)〕 〔第8 5) 〔相談窓口等〕から移動〕 〔第8 5) 〔相談窓口等〕から移動〕 〔第6 1) (3) から移動〕 第8 その他下請中小企業振興のため必要な事項 〔1)〕 〔2)〕 〔7) から移動〕 〔9) から移動〕 〔8) から移動〕 〔3) から移動〕 〔4) から移動〕 〔新設〕 〔6) から移動〕 〔5) → 第4 1 (2)、第7 2 (1)・(2) に移動〕
---	---

上記の編集方針は、以下のとおり。

- (1) 前文については、訓示的な記述を削り、振興基準の「機能」に関する記述（「指導・助言」の根拠となる考え方を示す）を残した上で、機能に関する記述を追加した（「業種別ガイドライン」「自主行動計画」「パートナーシップ構築宣言」のひな形に参照される）。
- (2) 「第3」の1)～4)については、法律との関係で必要な記載事項を残した上で、1〔一般的考慮事項〕として簡素化・統合した。
- (3) 「第4 1」〔対価の決定方法〕については、今回の振興基準改正の中心的課題の1つであることを踏まえ、新規の記載事項を盛り込む中で、既存の規定を含め、以下のような考え方で再編・整理した。
 - (a) 始めに「(1) 取引対価の協議の原則」「(2) 協議の時期」という、総論的・全般的準則から規定した。
 - (b) (3)、(4)で労務費、見積りから完成までが長い取引など、個別的な準則を規定し、(5)でその他の考慮事項をまとめて規定した。
 - (c) (6)で、価格協議の特定の場面に適用される原価低減活動・原価低減要請の準則を規定し、(7)で価格協議の記録保存といった補足的事項を規定した。
 - (d) (8)で、下請法の「買ったたき」に関する確認規定を規定した。
- (4) 「第5」の旧1)〔下請事業者の連携の推進の「一般的留意事項」〕及び「第6」の旧2)・3)〔「最近の経済環境に伴う留意点」等〕については、20年又はそれ以上前の「最近の経済環境」を反映した項目となっている等、状況の変化に対応していると言いにくい項目となっていたため、削除した。
- (5) 「第7」については、元々は下請相談窓口・下請ADR等の規定しか置かれていなかったところ、当該規定（(1)～(3)）を「1」とした上で、振興基準の各所に

分散して規定されていたコンプライアンス関係の規定を集約し、「2」に整理して規定した。さらに、威圧的交渉の禁止に係る「3」の規定を新設した。

(6)「第8」（その他の事項）については、従来の規定順を、以下のような整理で再編した。

- (a) 初めに、下請振興法本体との関係で必要的記載事項である、「下請中小企業取引機会創出事業」の認定事業者に関する規定を1に置いた。
- (b) 次に、企業経営・企業間取引に全般的に関係する、2〔基本契約の締結〕、3〔債権譲渡の円滑化〕、4〔計算書類等の信頼性確保〕を規定した。なお、2～4の規定順は、それぞれが振興基準に規定された順である。
- (c) 次に、特定の取引についての準則となる、5〔知財取引の適正化〕、6〔フリーランスとの取引〕を規定した。うち、「重点5課題」に上げられている5を先に規定した（両者の振興基準への規定は同時である）。
- (d) 最後に、親事業者と下請事業者の直接的な取引の規律から若干離れた、7〔業種別ガイドライン・自主行動計画〕、8〔パートナーシップ構築宣言〕、9〔支援施策の活用〕を規定した。うち、7と8の順は振興基準に規定された順（8は今回新設）、9は補足的規定であるため最後とした。

⑤既存の規定を含め、全体的に文言・規定を精査

- ・冒頭の注2の①～③の整理を踏まえ、既存規定も一通りチェックを実施した。
- ・以下の接続語等について、以下のように整理した。
 - ・「と」「・」「及び」「並びに」等
→法令用語のルールに従い、基本的に「及び」「並びに」に統一。
 - ・「や」「あるいは」「又は」「若しくは」等
→法令用語のルールに従い、基本的に「又は」「若しくは」に統一。
 - ・「など」「等」 →「等」に統一。
 - ・法令用語のルールに従い、「その他」「等」と「その他の」「等の」の使い分けを精査。
 - ・「極力」「できる限り」「可能な限り」
→「できる限り」に統一。
 - ・「書面」「書面等」
→「書面等」の初出部分に「書面等（電子メールその他の電磁的記録を含む。以下同じ。）」と定義規定を置き、「書面等」に電子メールやファイル共有システム、USBなどの電磁的記録を含むことを明確化した上で、振興基準全体の「書面」「書面等」を「書面等」に統一。
- ・その他、用語・用字を法令的な形式に修正する等を実施。

（ 以 上 ）